

「浮穴郡麻生村文書」について

東昇

郡麻生村文書も、旧庄屋門田家文書であつた可能性が高い。

1 資料収集の経緯と伝来

ここで資料紹介する「浮穴郡麻生村文書」は、平成一一年度に購入したものである。浮穴郡麻生村は、現在の伊予郡砥部町の北端、砥部川と重信川本流が合流する一帯に位置した近世の村である。麻生村は宝永四（一七〇七）年上下麻生村に分村し、上麻生村は大洲藩領、下麻生村が新谷藩領となる。

この文書群の総点数は一四点、詳細な目録は表一の通りである。目録からも分かるように、その内容は近世の麻生村に関するものであり、一般的な地方文書といえる。この文書群の特徴は、当館に平成九年度に寄託された「理正院文書」と関連するということである。「理正院文書」

ここでは「浮穴郡麻生村文書」の主要な資料五点について、特に「理正院文書」と関連させながら考察したうえ、翻刻していきたい。資料名の（—）内の番号は理正院文書の整理番号である。

資料1は林性が屋敷と土地を日光院へ売買した際の証文である。ここで売買された屋敷と土地は、宝永四年八月一五日の「伊予国浮穴郡麻生村畠方検地帳」（六一—二六）によると次のよう記されている。

同

居屋敷 拾壹歩 五斗五合 盤昌院

同

下 弐拾壹歩 四升九合 各

字は「三反地山きわ」とあり、麻生村三角の内にある字三反地に存在し

た屋敷と畠であつたと思われる。名請人、証文の売買関係者の名前からある種の宗教者間で取り交わされた文書である。土地の面積が小さいことから小規模の堂庵と附属の畠共々日光院へ売却し、林性自体はそこか

この目録の論考でも述べたが、理正院文書は、元々上麻生庄村屋であった門田家の文書で、その後旦那寺の理正院に移された⁽¹⁾。戦後の一時期、他で保管されたこともあって所在不明のものも少なくない。この「浮穴

ら立ち去つたものと考えられる。理正院文書に盤昌院や日光院の名前が確認できないことから、移動性の高い修驗道系統の宗教者と推測できる。寛政七（一七九五）年九月の「乙卯歳寺社軒数相改帳」（六一一三八）によると三反地に村持ちの地蔵堂があることから、後に地蔵堂に変化した可能性もある。

文中の「天下江戸之徳情^(改)」とは、幕府の徳政、売却地・質流れ地の無償返付に関する法令と考えられ、幕府で徳政が出た場合でも、この証文は差し支えなく効力を發揮するとしている。内容は異なるが質流れ地を禁止し事実上田畠の売買を禁止した流地禁止令を意識して附加された文言だと思われる。流地禁止令はこの文書が作成された前年の享保七（一七二二）年四月に出されたが、出羽・越後で質地騒動が起り、翌年八月に撤回されている。

資料2は庄屋交代に伴う文書・道具の引継目録である。上麻生庄村屋は、松山藩主加藤嘉明の時代に門田九郎左衛門が麻生庄村屋に命ぜられ、以後六代同庄屋役を勤めて享保一七（一七三二）年伊太郎の代に小屋村伊右衛門に庄屋株を譲ったが、その二年後に久平が庄屋株を買い戻し、以後代々庄屋を勤めたと記されている。⁽²⁾これは享保一九年小屋村伊右衛門から門田久平に庄屋株を譲った際に作成された文書である。当時麻生村を預かっていた上野村庄屋儀兵衛と麻生村の与頭が確認して庄屋久平に文書・道具を渡している。

引き継がれた文書は三分類されている。まず一つ目は「御検地本帳」等一五件からなる「久左衛門」から渡された分、二つ目は「亥年御免目録」等一四件からなる「伊右衛門」から渡された分、三つ目は「耕種子作食借付帳」等一七件からなる分である。その後に記されている「金突」等一二件の道具類は藩の御普請方から預かっていた道具である。

一つ目の分類は門田家が庄屋をしていた時代の文書である。久左衛門には久平の父親で、「御免目録」の但し書きに丑（享保六）年から戌（享保一五）年まであることから、門田家が庄屋を勤めていた時期の文書群と考えられる。

二つの分類は伊右衛門庄屋時代の文書である。「大洲領庄屋由来書」には伊右衛門は享保一七年に庄屋株を買ったとあるが、「御免目録」が亥（享保一六）年とあること、理正院文書中にも享保一六年一月一二日「麻生庄村屋并組頭口上」（一一六一九）の差出人として「麻生庄村屋伊右衛門」とあることから、享保一六年後半には庄屋を勤めていたといえる。

三つの分類は上野村庄屋儀兵衛が預庄屋をしていた時代の文書である。「算用帳」が子丑年とあることから享保一七・一八年に作成された文書群と思われる。メがあり分類されているにもかかわらず渡された人物名が記されていないことから、預庄屋が作成したものといえる。

久平はこれら三つの時代の文書と道具を引き継ぎ、麻生庄村屋に就任した。理正院文書が享保六年一月「辛丑年麻生村新開免相極之事」（一一九〇）の文書以降連続して残っている点、またそれ以前の文書が皆無に近い点、これは享保期の庄屋交代にその原因を求めることができる。門田家から他家へ文書が移動し再度門田家へ戻る過程で、文書が整理されたため、理正院文書の文書残存の傾向として表れているのではないかと思われる。

資料3は大洲藩の在町であった麻生村の原町が困窮したため市を開催したいと願い出たものである。原町は「豫州大洲領御替地古今集」によると大洲藩領となる御替地以前には「昔一面ニす、竹原山賊等住往来も難成」所であった。⁽³⁾御替地後、大洲藩二代藩主加藤泰興によつて年貢永

代免除の開発奨励があり次第に町場化し、天和年中に改めて御免地となつたとある。寛政七年八月の「斎宮様御順郷ニ付覚書上ケ帳控」（一一一九）によると原町は家数四二件、人数一五一人となつてゐる。

この願書は、旱魃による不作など原町の困窮を訴え、解決策として中絶している御免の市を秋に七日間開催したいという内容である。その効果として藍・茶・煙草などの商品作物が、小田や久万山から集まり売買され、原町に駄賃・蔵敷賃等の収益が入り町が復興すると述べている。原町は久万山へ続く土佐街道と、小田へ続く砥部道の合流地点に近い立地条件にあり、その交通・流通の拠点として町を再興させようとした意図が伺える。特に久万山へ向かう土佐街道は、元文五（一七四〇）年に松山藩が一里塚を恒久的な石製のものに変えており、松山藩領内のみを通過する街道整備を実施している⁽⁴⁾。この松山藩の政策により他藩領である原町は影響を受けたものと思われ、その打開策として考え出された市開催願であったのではないかと考えられる。

資料4は明和八（一七七一）年に起こった麻生水論の費用に関するものである。麻生水論は上下麻生村と宮ノ下・徳丸・出作・上野・八倉村の水争いで、幕府領宮ノ下村に死者が出たため、幕府の裁許を受けることになった。各村の庄屋から百姓まで関係者三〇八名が備中の倉敷・笠岡代官所で四年にわたり吟味を受け、特に被害を与えた麻生村は多くの処分者を出し、多額の費用を負担することになった。

理正院文書の中にも麻生水論の費用に関連する文書が多い。明和九年一〇月「水論一件村入用割當テ帳」（六一七三）には、「辛卯歳水論入用」の一年前の入用割が詳細に記されている。「百武拾五石四斗九升三合九匁」の内訳である「村并村屋入用取々御祈祷料浅七入用船中往来猶米」の「村屋入用」は八倉屋と砥部屋の二つの村屋の入用であつた。また

「所々御祈祷料」は、備中での裁許が無事に済むように村で祈祷したものと思われ、氏社の三島社と金毘羅社の両社、谷上山の宝珠寺、宇和島への代参など、一三回祈祷したとある。「豫州大洲領御替地古今集」にも「備中御沙汰」に対して三島大明神で「上下御心配不些乍恐御祈念申上追々御祈祷」を実施したことが書かれている⁽⁵⁾。「浅七入用」とは「古樋一件於御城下浅七諸入用帳」（八一七六）等からも分かるように大洲城下へ麻生村の代表として出頭した浅七が入牢した際の入用である。「船中往来猶米」は村役人や百姓が備中へ往来した際の食料などの諸経費である。

安永五年三月「辛卯歳より水論ニ付諸入用算用帳控」（六一七一）によると、最終的な水論入用は一七〇一石余、そのうち七四一石を麻生村が負担している。

資料5は大洲藩が柳瀬山（梁瀬山、大洲市）で行つた狩りの陣立てである。柳瀬山は普段「入らずの山」として鳥獸を保護し、大洲藩主が頻繁に狩りを実施した。特に大洲城下近郊ということもあり、柳瀬山の狩りは主要な藩士を総動員し合戦の演習を兼ねていた。この陣立てには百石取以上の藩士三三人、武者・足軽・小姓等五二六人、勢子三〇四三人、合計約三六〇〇人の人数が記されている⁽⁶⁾。

この狩りを実行したのはこの年一九歳であつた大洲藩一〇代藩主加藤泰清である。泰清は同年一月二八日から二月三日にかけても、小田川上流の知清・五百木・村前村近辺（内子町）で鹿狩りを行つてゐる⁽⁷⁾。そしてこの柳瀬山狩の直後、三月一二日に参勤交代のため江戸へ出發している。

同行したのは舎人で、加藤泰周、後の太閤増業である。舎人は泰清の伯父に当たるが、当時一八歳であり、泰清と兄弟的な関係にあつたと思わ

れる。舎人はこの狩りの前年の寛政一〇年九月一日、六〇〇石を与えられ、一月一五日には三丸屋敷を新しく普請して引き移つて⁽⁸⁾いる。その後文化元⁽⁹⁾五年の間、泰済の政治向相任相手、家老役場顧問となる。文化八年下野国黒羽藩（栃木県黒羽町）の大関増陽の養子となり、一月

二四日一代藩主として大閥家を相続した。舎人は文化面でも活躍し、「大洲和歌集」の編纂や、鎧の研究書「煉革私記」を著している。

資料翻刻

資料1

証文一札之事

一居屋敷拾壹歩高五丈五合下廿壹歩

高四丈九合畝数壹畝弐歩高メ壹斗四合

右者居屋敷代米弐石ニ永代憲に売渡申所実正ニ御座候、此居屋敷売渡シ申候、其上天下江戸之徳情參候得共私儀ニわ何之志才茂無御座候、為後日証文如件

享保八癸卯年

請人 大福院（印）

十二月廿八日 売主 林 性（印）

日光院殿

一亥年御免目録
但御差紙有り

一御藏通

一同庭帳

一算用帳

一入用帳

一五歳以上御改帳

資料2

一御檢地本帳

六冊

一同写

一田畠畝高目録

一御免目録

但丑年から戌年迄御免目録御差紙共

一同割目録

一高寄帳

一御藏庭帳

一田畠荒井起シ帳

一新田植付帳

一寺社米并新代米帳

一宗門帳

一拔荷御改帳

一商完御札請取証文

一宮内新井手証文

一桂原川御普請所定杭目録

一通

一通

一通

一通

一通

右は久左衛門より渡候分

壹通

壹通

貳通

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

五冊

壹通り

壹通り

壹通り

壹通り

壹通り

壹冊

拾九冊

壹冊

貳冊

壹冊

一 借米借銀并草刈百姓御改帳	壹冊
一 御銀札拝借帳	壹冊
一 同抱代帳	壹冊
一 神田御物成帳	壹冊
一 借先目錄	壹冊
一 久左衛門占讓証文	壹冊
一 餓人改帳	壹通
一 右者伊右衛門占渡候分	壹通
一 餓人御改帳	壹冊
一 久左衛門占讓証文	壹冊
一 金突	壹冊
一 金手木	壹冊
一 頭鶴	壹冊
一 鍬	壹冊
一 はつり	壹冊
一 棒	壹冊
一 手木	壹冊
一 かけ矢	壹冊
一 萩繩	壹冊
一 しん棒	壹冊
一 持籠	壹冊
一 小かけや	壹冊
一 大つち	壹冊
一 入用帳	式冊
一 高寄免割帳	式冊
一 御用御銀札差上帳	二冊

但右ノ内加印札被下候御手かた有

一 亥当不足請合銀札請取帳	壹冊
一 餓人御救扶持渡帳	壹冊
一 年々早稻畝積り并石作見帳	壹通り
一 算用帳	式冊
但子丑両年	
一 一はつり	壹冊
一 一棒	壹冊
一 一手木	壹冊
一 一かけ矢	壹冊
一 一莢繩	壹冊
一 一しん棒	壹冊
一 一持籠	壹冊
一 一小かけや	壹冊
一 一大つち	壹冊
右同断	
右之通り御請取可被成候以上	
八拾四丁	式本
三拾丁	式筋
三つ	四丁
八拾四丁	九丁
三拾丁	三丁
三つ	五丁
三拾丁	九丁
三つ	三丁
三拾丁	三丁
三つ	五丁

享保拾九甲寅年六月

儀兵衛（印）

右之通願出申候間御取次被成被遣可被下候以上

同村与頭

麻生原町五人組

忠五郎（印）

未三月廿二日

長治郎（印）

同

孫八（印）

同断

徳右衛門

文四郎（印）

同町年寄

三右衛門（印）

麻生村庄屋

久平殿

御庄屋

与兵衛様

資料3

御願申上口上

一当町之儀者為御取立御用捨等被成下難有仕合ニ奉存候、然所近年之困窮ハ世上一統之儀、殊ニ池懸り干痛相続不作仕町中迷惑仕候、以前者御免之市杯も御座候由中絶仕罷有候儀とて、十月六日七日之頃より十一月十日頃迄之内思召次第七日ノ市御願被成下候様町中連判ヲ以奉願候、御免被仰付被下置候者、藍茶煙草杯之品小田久万山辺迄出シ売買仕候得者、自然と駄貢歳敷肥炭等ニ而茂所之益と罷成、田地肥シ等之仕込ニ茂可成候と奉存候、此段宜敷被仰上被下置候者難有奉存候、以上

麻生原町

宝曆十三癸未年三月廿一日 惣中

町御役人中様

資料4

辛卯歲水論入用

一七五錢 四貫七百式拾式匁七厘五毛

但毎年水論入用郡役銀并一件役米共内

三貫式百五匁八分八厘七毛

但米式拾石銀札式貫目押借并銀役銀被下置分村方仕役毎年算用二持分共内入ニゾ

残而壹貫五百拾六匁壹分八厘八毛

代米式拾七石五斗六升七合

辰利五石五斗壹升三合四勺

元利

メ三拾三石八斗四勺

一百式拾五石四斗九升三合九勺
但卯十一月占辰十一月迄村并村屋入用取々御祈祷料浅七入用船中
往来猪米共外二卯十一月廿三日占辰年中一件仕役共

卯辰兩年分

メ百五拾八石五斗七升四合三勺

内

百五拾三石六升九合

但辰暮村算用二持分并村方役米持候分

残而五石五斗壹升三合四勺

已利壹石壹斗貳合六勺八才

元利

メ六石六斗壹升六合八勺

一百八拾八石貳斗四升六合八勺

但辰年中備中表江度々村方占差遣ス分往来遣進物諸入用已元利并

已備中行往来進物村屋入用村方賄諸入用一件仕役米共

惣メ百九拾四石八斗六升三合六勺

内

七拾三石八斗三合三勺九才

但巳年村算用二割付持尤一件役米共

残而百式拾壹石六升貳勺壹才

一件入用借用之分

右之通御座候以上

資料5

柳瀬山御狩

郡御奉行

一番巻勢子千人 林嘉膳

御家中拾人 貳百石

警固式拾人

式番巻勢子千人 加藤十藏

百五拾石

郡御奉行

同

町御奉行

御城下町勢子貳百人 友松平右衛門

大年寄三人 貳百石

組年寄式拾人

同

在町勢子貳百人 野間喜兵衛

百五拾石

御作事奉行

繩網百式拾人 林六郎兵衛

貳百石

資料紹介「浮穴郡麻生村文書」について

			右同断	三百石
同 武拾人	稻葉六郎右衛門八	同 武拾駒	加藤玄蕃様	同 武拾人 加藤多仲
右同断	三百五拾石	右同断	千八百石	右同断 武百石
同 武拾人	垣見弥兵衛	同 武拾駒	大橋兵部様	同 武拾人 加藤伊織様
右同断	武百五拾石	侍大將	武千石	惣勢子大将 加藤伊織様
		御中老		御家老
		御旗組式拾人 藤江善左衛門		御長柄式拾人 梶原郡平
		小頭老人 三百石		右同断 武百石
		警固三人		郡御奉行
		御中老		惣勢子五百人 村上要人
同 武拾人	稻葉六郎右衛門	御持足輕式拾人 加藤傳左衛門		披勢子五百人
右同断	三百五拾石	小頭老人 五百石		村上要人
同 武拾人	山下右衛門八	警固三人		
右同断	武百五拾石			
同 武拾人	大橋駒之進			

同 武拾人 永田權右衛門	三百石	歩御小姓五拾人
同 武拾人 後藤勘平	武百五拾石	惣御供
御持弓三拾人 石川孫左衛門	小頭老人 五百石	頭
警固五人	侍大將	大野孫兵衛
武者拾五騎 加藤清記様	千石	武百石
同 拾五騎 加藤左成様	五百石	御持鎗武拾人 神山彦太夫
同 拾五騎 加藤左成様	五百石	右同断 武百五拾石
御下知鐘 太鼓 千石	御家老	小林弥平治
御本陳	御近習頭	百五拾石
御近習頭	惣御供	惣武者勢 大橋守之進様
堀尾四郎治 武百石	侍大將	御殿足輕武拾人 山本加兵衛
御中老	侍大將	小頭老人 三百石

警固三人

同 武拾人 児玉清右衛門
右同断 四百石

以上

寛政十一己未歳

二月廿五日

3 むすび

以上「浮穴郡麻生村文書」の主要な資料を、当館に寄託されている「理正院文書」の関連資料とリンクさせながら考察を試みた。中でも麻生水論、原町、藩主の狩獵・巡見に関する資料は、今回紹介しなかつた文書が「理正院文書」中にまとまつて残っている。今後これらの文書を精査・研究することで、さらに麻生村、近世の在地社会の理解を深めていくことができると思う。

表1

番号	年	月	日	標題	作成	宛名	翻刻
1	享保8年	12月	28日	証文一札之事（屋敷水代売買）		日光院	1
2	享保19年	6月		覚（種帳面道旦受渡目録）			
3	延享3年	7月		誤り証文之事（池水論）			
4	宝曆10年	1月	28日	御断申上ル口上			
5	宝曆13年	3月	21日	御願申上口上（当町取立御用意）			
6	安永2年	11月		高尾田善四郎・同喜助			
7	安永5年	6月		麻生原町惣中			
8	寛政11年	2月	25日	丹波成美			
9	寛政12年	4月		柳瀬山御狩			
10	庚申（寛政12年4月）	（口上之覚） （壇原一件）		（東光山・土）			
11	安政2年	6月		兵助			
12	丙辰（12月20日）	御願申上ル口上之覚		麻生村兵助			
13	午3月5日	（口上（おとし谷池音韻））		高尾田組平兵衛			
14	亥8月4日	御願申上口上之覚		門田浅五郎			
		註		門田与兵衛			
		（1）拙稿「理正院文書の成立と伝来」『愛媛県歴史文化博物館資料目録』、一九九九年。		門田忠五郎他2名			
		理正院文書・日野家文書目録		組頭衆中			
				田中権内・瀬戸廣右衛門			

(2)「大洲旧記卷下」「予陽叢書」九、予陽叢書刊行会、一九三八年、一〇四頁。

「大洲領庄屋由來書」「伊予史談会双書」六集大洲藩領史料要録・大洲領庄屋由來書 伊予史談会、一九八七年、一六五頁。

(3)「豫州大洲領御替地古今集」「伊豫市誌」一九八六年、一四五八頁。

(4)「旧街道調査報告書」砥部町教育委員会、一九九九年。「愛媛県歴史の道調査報告書第二集土佐街道三坂越え」愛媛県教育委員会、一九九五年。

(5)「豫州大洲領御替地古今集」、一四四四頁。

(6)この柳瀬山の狩りを描いたものとして、瓦版形式の「豫州大洲梁瀬山御狩」(高井キヌノ氏寄託)があり、追いつめられる鹿・猪や、肱川に浮かぶ藩船などが詳細に描かれている。

(7)「加藤家年譜中泰済」(大洲市立図書館所蔵「桜井文庫」) 寛政一一年。

(8)「加藤家年譜中泰済」 寛政一〇年。

(9)「加藤家年譜中泰済」 文化元年。

愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第6号

2001年3月31日 発行

編集・発行 愛媛県歴史文化博物館
〒797-8511 東宇和郡宇和町卯之町4-11-2
TEL 0894-62-6222
FAX 0894-62-6161

印 刷 佐川印刷株式会社

本冊子は故紙を含む再生紙を使用しています。